

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準等の一部改正について（案）

2 改正しようとする規則等

- (1) 児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準
- (2) 静岡市身体障害者福祉法施行細則第 25 条第 2 項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準
- (3) 静岡市知的障害者福祉法施行細則第 16 条第 2 項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準

3 規則等を定める根拠となる法令の条項

- (1) 静岡市児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項
- (2) 静岡市身体障害者福祉法施行細則第 25 条第 2 項
- (3) 静岡市知的障害者福祉法施行細則第 16 条第 2 項

4 改正の趣旨

静岡市では、やむを得ない事由により障害福祉サービス又は障害児通所支援を提供する措置を行った場合の利用者負担額について、上記 2 における徴収基準においてそれぞれ前年度の所得額に応じて徴収することを定めています。この度、令和 2 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律において、未婚のひとり親に対する所得控除が創設され、個人住民税の非課税措置の対象についても未婚のひとり親まで拡大することとなったことにより、未婚のひとり親へのみなし適用が意味をなさなくなります。

静岡市では厚生労働省の算定の基礎（別紙 2 及び別紙 3 を参照）に準じて徴収基準を定めているため、同様の内容となるように徴収基準の一部改正を行います。

5 規則等の案の内容

- (1) 児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準
（徴収基準の算定の基礎の変更）
未婚のひとり親へのみなし適用に係る記載部分の削除。
- (2) 静岡市身体障害者福祉法施行細則第 25 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準

(徴収基準の算定の基礎の変更)

未婚のひとり親へのみなし適用に係る記載部分の削除。

- (3) 静岡市知的障害者福祉法施行細則第 16 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準

(徴収基準の算定の基礎の変更)

未婚のひとり親へのみなし適用に係る記載部分の削除。

- 6 規則等を施行する時期 (予定)

令和 3 年 10 月頃

障障発 1228 第 1 号
令和 2 年 12 月 28 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の
一部改正について

標記について、平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 1 月 1 日から適用することとしたので、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対し、周知されたい。

なお、本通知の改正は、令和 3 年 7 月の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 第 1 項若しくは第 16 条第 1 項第 2 号又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 6 の規定によるやむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合を除く。）に係る費用徴収額から適用することとし、同年 6 月以前の措置に係る費用徴収額の取扱いについては、なお従前の例による。

改正後		改正前	
別紙 やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準		別紙 やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準	
(2) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額		(2) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額	
税額等による階層区分		税額等による階層区分	
負担基準月額	負担基準月額	負担基準月額	負担基準月額
施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合	
A・B (略)	(略)	A・B (略)	(略)
C (略)	(略)	C (略)	(略)
D1 (略)	1円	D1 (略)	0円
D2	12,001	D2	12,001
D3	30,001	D3	30,001
D4	60,001	D4	60,001
D5	96,001	D5	96,001
D6	189,001	D6	189,001
D7	277,001	D7	277,001
D8	348,001	D8	348,001
D9	465,001	D9	465,001
D10	594,001	D10	594,001
D11	716,001	D11	716,001
D12	864,001	D12	864,001
	1,056,000		1,056,000

D13	1, 056, 001	～	1, 238, 000
D14	1, 238, 001	～	1, 439, 000
D15	1, 439, 001円以上		

(注)
 1～3 (略)
 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 (1)～(3) (略)
 (削る)

(4) 障害福祉サービス（療養介護、自立訓練、生活介護、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）被措置者の扶養義務者の利用者負担額（(2)に該当する者を除く。）

負担基準月額	療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
--------	--------------------------------------

税額等による階層区分

D13	1, 056, 001	～	1, 238, 000
D14	1, 238, 001	～	1, 439, 000
D15	1, 439, 001円以上		

(注)
 1～3 (略)
 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 (1)～(3) (略)
 (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
 イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(4) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）被措置者の利用者負担額（(2)に該当する者を除く。）

負担基準月額	療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
--------	--------------------------------------

税額等による階層区分

A・B	(略)	(略)
C	(略)	(略)
D 1	1円	12,000円
D 2	12,001	30,000
D 3	30,001	60,000
D 4	60,001	96,000
D 5	96,001	189,000
D 6	189,001	277,000
D 7	277,001	348,000
D 8	348,001	465,000
D 9	465,001	594,000
D 10	594,001	716,000
D 11	716,001	864,000
D 12	864,001	1,056,000
D 13	1,056,001	1,238,000
D 14	1,238,001	1,439,000
D 15	1,439,001円以上	

(注)

1～3 (略)

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1)～(3) (略)

(削る)

A・B	(略)	(略)	(略)
C	(略)	(略)	(略)
D 1	0円	～	12,000円
D 2	12,001	～	30,000
D 3	30,001	～	60,000
D 4	60,001	～	96,000
D 5	96,001	～	189,000
D 6	189,001	～	277,000
D 7	277,001	～	348,000
D 8	348,001	～	465,000
D 9	465,001	～	594,000
D 10	594,001	～	716,000
D 11	716,001	～	864,000
D 12	864,001	～	1,056,000
D 13	1,056,001	～	1,238,000
D 14	1,238,001	～	1,439,000
D 15	1,439,001円以上		

(注)

1～3 (略)

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1)～(3) (略)

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。

ア 同法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(5) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活援助）被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分	上限 月額	負担基準額		
		(略)	(略)	(略)
A・B (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活援助）被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分	上限 月額	負担基準額		
		(略)	(略)	(略)
A・B (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

D13	1,056,001 ～			
D14	1,238,000 1,238,001 ～			
D15	1,439,000 1,439,001円 以上			

(注)
1～3 (略)
4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
(1)～(3) (略)
(削る)

(6) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分	上限 月額	負担基準額
	(略)	(略)

D13	1,056,001 ～			
D14	1,238,000 1,238,001 ～			
D15	1,439,000 1,439,000円 以上			

(注)
1～3 (略)
4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
(1)～(3) (略)
(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない女子であつて、現に「婚姻によらないものを」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない男子であつて、現に「婚姻によらないものを」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。
ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(6) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分	上限 月額	負担基準額
	(略)	(略)

A・B	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
D 1	(略)	(略)	0円	(略)	(略)
D 2	(略)	(略)	～ 12,000円 12,001	(略)	(略)
D 3	(略)	(略)	～ 30,000 30,001	(略)	(略)
D 4	(略)	(略)	～ 60,000 60,001	(略)	(略)
D 5	(略)	(略)	～ 96,000 96,001	(略)	(略)
D 6	(略)	(略)	～ 189,000 189,001	(略)	(略)
D 7	(略)	(略)	～ 277,000 277,001	(略)	(略)
D 8	(略)	(略)	～ 348,000 348,001	(略)	(略)
D 9	(略)	(略)	～ 465,000 465,001	(略)	(略)
D 10	(略)	(略)	～ 594,000 594,001	(略)	(略)
			～ 716,000		

A・B	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
D 1	(略)	(略)	1円	(略)	(略)
D 2	(略)	(略)	～ 12,000円 12,001	(略)	(略)
D 3	(略)	(略)	～ 30,000 30,001	(略)	(略)
D 4	(略)	(略)	～ 60,000 60,001	(略)	(略)
D 5	(略)	(略)	～ 96,000 96,001	(略)	(略)
D 6	(略)	(略)	～ 189,000 189,001	(略)	(略)
D 7	(略)	(略)	～ 277,000 277,001	(略)	(略)
D 8	(略)	(略)	～ 348,000 348,001	(略)	(略)
D 9	(略)	(略)	～ 465,000 465,001	(略)	(略)
D 10	(略)	(略)	～ 594,000 594,001	(略)	(略)
			～ 716,000		

D11	716,001 ～		
D12	864,000 864,001 ～		
D13	1,056,000 1,056,001 ～		
D14	1,238,000 1,238,001 ～		
D15	1,439,000 1,439,001円 以上		

(注)

1～3 (略)

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1)～(3) (略)

(削る)

D11	716,001 ～		
D12	864,000 864,001 ～		
D13	1,056,000 1,056,001 ～		
D14	1,238,000 1,238,001 ～		
D15	1,439,000 1,439,001円 以上		

(注)

1～3 (略)

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1)～(3) (略)

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定められるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定められるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

障障発 1228 第 2 号
令和 2 年 12 月 28 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、平成 24 年 6 月 25 日障障発第 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 1 月 1 日から適用することとしたので、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対し、周知されたい。

なお、本通知の改正は、令和 3 年 7 月の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 6 の規定によるやむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。）に係る費用徴収額から適用することとし、同年 6 月以前の措置に係る費用徴収額の取扱いについては、なお従前の例による。

